

令和4年度 茨城空港利用閑散期ゴルフツアー送客支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、茨城空港発着の航空便を利用した就航先からの閑散期ゴルフツアーの参加者を募集する旅行会社に対し助成金を交付することにより、茨城空港の利用促進を図るとともに、茨城ゴルフツアーの拡大及び定着を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、旅行業法(昭和 27 年法律第 239 号)第 3 条に基づく登録を受けている旅行会社とする。

(交付要件)

第3条 助成金の交付要件は、次のとおりとする。

- (1) 令和4年 4 月 1 日から令和4年 4 月 30 日及び令和4年 10 月 25 日から令和5年 3 月 31 日までにツアーを実施すること。
- (2) 茨城空港発着の航空便を利用し、茨城県内における閑散期のゴルフを目的とする募集型企画旅行商品又は受注型企画旅行商品であること。

(助成の額)

第4条 旅行参加者一人につき 1,000 円を助成する。

(交付申請手続)

第5条 助成金の交付を受けようとする旅行会社は、助成金交付申請書(様式第 1 号)及び関係書類をツアー催行の1ヶ月前までに、茨城空港利用促進等協議会会長(以下「会長」という。)に提出するものとする。(令和4年4月1日から令和4年4月30日に催行されるツアーを除く。)

(交付決定)

第6条 会長は、前条の交付申請書を審査し、これを適当と認めたときは助成金の交付を決定し、交付決定通知書(様式第 2 号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告及び助成金の請求等)

第7条 申請者は、助成事業の完了日から 1 ヶ月以内又は令和5年 3 月 31 日のいずれか早い日までに、実績報告書及び請求書(様式第 3 号)を関係書類等添付し、会長に提出しなければならない。

(交付金額の確定及び交付)

第8条 会長は、前条の実績報告書に基づき、助成金の額を精査のうえ確定し、助成金確定通知書(様式第 4 号)により申請者に通知するものとする。

2 会長は、前項の確定を行った後に、助成金を交付するものとする。

(助成金の交付決定の取消し等)

第9条 申請者が不正に助成金の交付を受けたことが判明した場合は、当該助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。この場合、申請者は、当該取消しに係る助成金に相当する金額を速やかに返還しなければならない。

(事業の終了)

第10条 助成金の交付額が当該年度の予算額に達した場合は、その時点でこの事業を終了する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 本要綱は、令和4年4月1日から施行する。